

○検定合格証明書のち・よ・う・付について

(昭和二十九年六月二十八日)

(二九薬第一五九四号)

(厚生省薬務局長あて神奈川県知事照会)

最近専ら病院、診療所において使用するペニシリン注射液五乃至一〇瓶を一包装として発売する製造業者があるが、これに対する検定合格証明書のち・よ・う・付方法について至急拝承致したいので御回示願いたく照会します。

記

- 1 検定合格証明書は内容製品の夫々にち・よ・う・付しなければならない。
夫々にち・よ・う・付するとすれば容器の如何なる部分にち・よ・う・付すべきか。
- 2 五本乃至一〇本入を一包装最終製品とみなしてこの箱の封にのみ検定証明書をち・よ・う・付することは如何。
- 3 これらの包装に対する表示について必要な事項があればその旨。

(昭和二十九年八月一八日 薬収第五九七号)

(神奈川県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和二十九年六月二十八日二九薬第一、五九四号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

薬事法施行規則第二十六条の六に規定する封かんについては、五本乃至一〇本のペニシリン注射液が小売単位として包装されている場合には、この外部容器に検定合格証明書をもつて封をして差し支えない。

なお、この場合の表示について特別に必要な事項はない。